

鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金交付要綱（平成27年鹿屋市告示第36号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱

第1条中「家財道具等」の次に「（屋内で使用する家具、寝具等生活に供するものをいう。以下同じ。）」を加え、「鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金」を「鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金」に改める。

第6条中「鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金交付申請書」を「鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付申請書」に改める。

第7条中「鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金実績報告書」を「鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金実績報告書」に改める。

別記第1号様式中「鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金交付要綱」を「鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金交付要綱」に改める。

別記第2号様式中「鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金」を「鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金」に改め、同様式第2項第3号中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「鹿屋市空き家等バンク活用促進事業補助金」を「鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。